

ひなた村条例の一部改正について

(1) これまでの経過

2010年度の包括外部監査において、受益者負担の適正化及び指定管理者制度導入を含めた施設運営形態の見直しを指摘され、2011年度には町田市版事業仕分けにおいて、他の子ども施設との機能分担、ひなた村のあり方を見直し及び民間活力の導入を視野に入れた施設運営形態の見直しを指摘されています。これを受け、ひなた村附属機関である「ひなた村運営協議会」にひなた村のあり方について諮問を行い、2015年度に子どもセンターとの機能分担及び施設の運営形態について答申をいただきました。

その答申を基に、2016年度より庁内で調整を行い、ひなた村のめざす方向性を児童館相当施設かつ野外自然活動を中心とした子どもの居場所として位置付け、指定管理者制度を導入する方向となりました。

このことに伴い、必要な条例改正を行う予定です。

(2) 改正の内容（案）

主な改正内容は以下のとおりです。

- 設置目的及び施設の名称の変更。
- 設置目的変更に伴う事業に関する規定の追加及び整理。
- 指定管理に関する規定の追加。
- 利用料金の記載に改め及び金額の見直し。
- その他、指定管理関連規定の変更、文言の整理。

(3) 施行日 2019年4月1日を予定

(4) 改正によるメリット

- 子どもセンターとの一体的運用が可能となり、連携が強化される。
- 指定管理者制度導入で施設スタッフの専門性向上及び施設運営の効率化が可能になります。

(5) 今後の予定

2月8日（木）ひなた村運営協議会（附属機関）に報告

3月議会で条例改正